

# 第1章

## いじめ問題の理解

# 第1章

## いじめ問題の理解

# 第1章 いじめ問題の理解

平成23年10月に滋賀県大津市の中学生がいじめを苦に自ら命を絶つという痛ましい事案が発生したことをきっかけに、このような悲しい出来事を繰り返してはならないという強い決意のもと、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が制定されました。法第1条には以下のことが示されています。

## 目的(いじめ防止対策推進法 第1条)

この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、並びにいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする

いじめの被害が発生した場合、いじめの現象のみをとらえるのではなく、「児童等の尊厳を保持するため」という理念を、私たちは決して見落としてはいけません。

## 1 いじめの定義と構造

### (1) 広範ないじめの概念

#### いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条)

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

社会通念上のいじめには、加害者と被害者の間に「力の差」「行為の継続性」「意図性」等の要素があると思われれます。

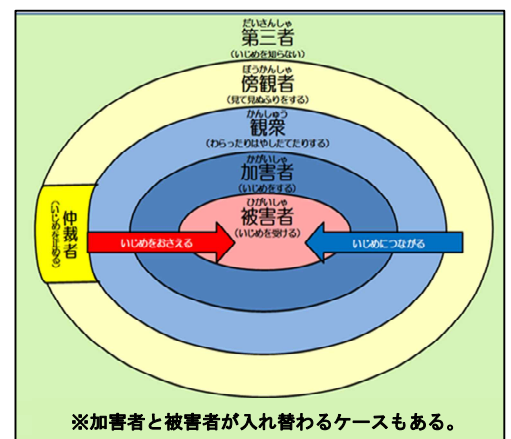
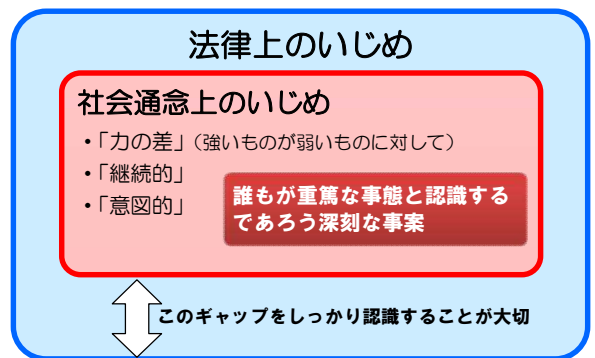
しかし、いじめ防止対策推進法に規定された「いじめ」は、社会通念上の「いじめ」の範囲より極めて広く、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じた場合は、「いじめ」に該当するとされています。

国立教育政策研究所のいじめの追跡調査(H28.6)によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、被害経験を全くなかった子どもは1割程度、加害経験をなかった子どもも1割程度であり、多くの子どもが入り替わり被害や加害を経験していることが分かっています。つまり、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」というとらえ方が重要といえます。

したがって、全ての大人がいじめの定義を理解し、ささいなことはいじめとして積極的に認知することで、いじめの被害を見落とさず、見逃さず、いじめから子どもを守る取組が進みます。

### (2) いじめの構造

いじめは、加害者、被害者だけでなく、おもしろがって見ている「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」、さらにその周りのいじめを知らない「第三者」から成る集団の問題です。

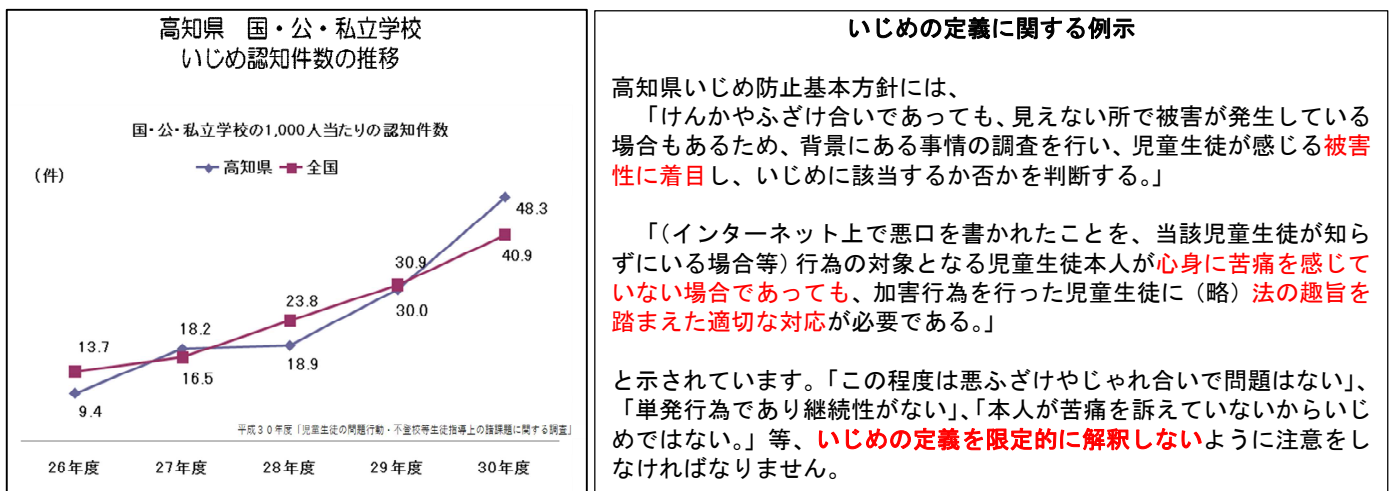


集団であるため、観衆や傍観者のなかには、いじめを止めたいと思っけていても、行動に移せず、結果としていじめを止められない場合が多くあります。いじめを生じにくくするためには、観衆や傍観者のなかから、いじめを止める仲裁者をつくること、そして仲裁者となる子どもを増やしていくことが大切になってきます。併せて、子どもが安心して過ごせるための取組を、いじめに直接関与していない第三者も含めたすべての子どもを対象に日頃から行うことが必要になります。

## 2 高知県におけるいじめ認知の現状

高知県におけるいじめの認知件数は増加傾向にあります。

一見、いじめが増えてるように見えますが、「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義が変わったことを受けて、各学校において積極的にいじめを認知するようになったことが増加の主な要因です。各学校では、教職員間の情報共有や、授業、学級活動等での子どもの観察等に組織的に取り組んでおり、このような取組を通して、教職員のいじめ問題に対する意識の高まりが、近年のいじめの認知件数及び認知している学校の増加につながっています。しかし、重篤な事案となったケースのなかには、いじめとしての認知や初期対応が不十分であったものもあります。また、学校以外からの情報によりいじめが発見される場合もあり、教職員や保護者、地域の方のいじめのとりえ方について、なお一層の理解を進めていく必要があります。



## 3 高知県いじめ防止基本方針

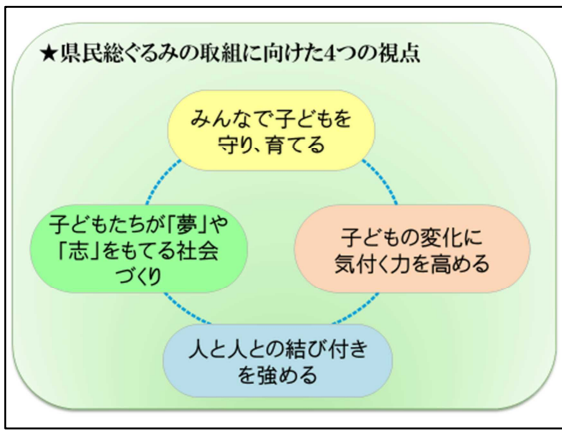
### (1) 基本方針の策定、改定の経緯

「いじめ防止対策推進法」の施行、国の「いじめの防止等のための基本方針」の策定を受け、平成26年に「高知県いじめ防止基本方針」が策定されました。その後、国の「いじめ防止基本方針」の改定の内容や、高知県におけるいじめ防止等の取組状況の検証と総括、そして、高知県いじめ問題対策連絡協議会での協議を踏まえ、平成29年10月に「高知県いじめ防止基本方針」が改定されました。

先に述べたように、「いじめの定義」では、「加害の子どもがいじめを意図して行っていない行為」「悪意のない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」等であっても、その行為を受け止めた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当します。

このようないじめは、大人社会の暴力や体罰、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等といったものと同様の社会問題であり、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子どもに影響を与えるという指摘もあります。

だからこそ改定のなかでは、学校、家庭、地域のそれぞれの立場で大人一人一人が、主体的・積極的にいじめの防止等のため取組を推進することが求められています。法の主旨や広範な概念とされている意義の共通理解を図り、それぞれの取組をより実効的なものとしていくため、本プログラムも作成されました。



## (2) 基本方針の基本理念について

「高知県いじめ防止基本方針」には、県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むため、大人が「①子どもの変化に気付く力を高める」、「②子どもたちが『夢』や『志』をもてる社会づくり」、「③人と人の結び付きを強める」、「④みんなで子どもを守り、育てる」という4つの視点を基本理念としています。

そして、この「高知県いじめ防止基本方針」の基本理念をもとに、各学校においても「学校いじめ防止基本方針」を作成しています。

## 4 いじめについての具体的な取組

### (1) 未然防止

#### ○ 「夢」や「志」を喚起し、豊かな人間性を育む教育の推進

子どもが将来を切り拓いていくためには、「人とつながり、人を思い、人に役立つ」ということを大事にしながら、それぞれの「夢」や「志」を育むことが大切です。そのために、「学力向上」「基本的な生活習慣の確立」「社会性の育成」の取組を充実させ、キャリア教育を推進する必要があります。

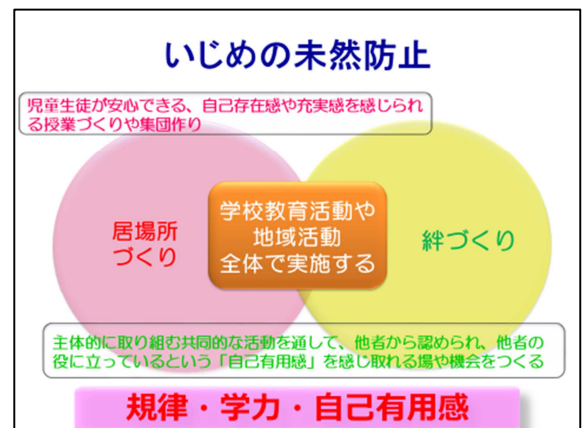
#### ○ 居場所づくり、絆づくり

学校教育活動全体においては、子どもが安心でき、自己存在感や充実感を感じることができる居場所をつくることが求められています。そのための授業づくりや集団づくりが、いじめの未然防止につながります。授業や行事のなかで、どの子どもも大切にされる居場所づくりを進めることが、いじめを生じさせない取組になります。

また、「自己有用感」を子ども全員が感じとれる「絆づくり」を進める（そのための場や機会をつくる）ことも重要です。

こうしたことは、家庭や地域でも子どもの存在を認める言葉かけや地域の活動等でも取り組めます。

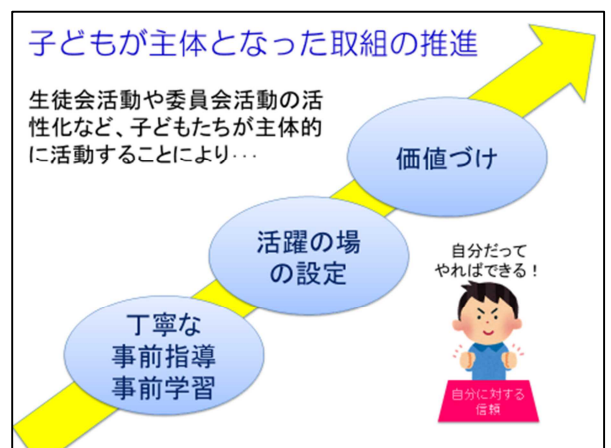
学校や家庭、地域が子ども一人一人にとって「居場所」となり、社会全体が「絆を深める場」となれば、規律や学力も向上することにもつながります。学校は自らの授業や行事の在り方を、家庭や地域は、子どもとの関わり方を常に振り返りながら実践していくことが大切です。



#### ○ 子どもが主体となった取組の推進

いじめが起これにくい集団づくりのためには、子どもが持っているエネルギーを生かすことが有効です。そのため、道徳科の授業はもとより、特別活動、児童会・生徒会活動や地域での活動等、生活における様々な場面で、子どもが主体的に活躍できる場を設定したり、集団の一員としてよりよい学校づくりや地域づくりに参画させたりすることが大切です。

また、子どもが活動を通して達成感・充実感を得られるよう、事前指導を丁寧にすることや、子どものがんばりを認めること（価値付け）も大事なポイントです。子どもはこのような経験を繰り返していくことで、自己肯定感や自己有用感が得られることで自分



への信頼が高まり、結果としていじめが起こりにくい集団がつくられていきます。

### ○ 教育活動全体を通じた人権教育の推進

いじめは他者の尊厳を否定する人権侵害です。だからこそ、子どもの豊かな心を育むとともに、子ども自身が自分のこととしてとらえ、考え、議論するような学習を通して、いじめに向き合うことが必要です。

また、子どもの人権が尊重され、安心して過ごせる環境をつくるために、すべての教育活動を通じて人権教育を基盤とした学級づくり、学校づくりに取り組む必要があります。そのためには、子どもが自他の大切さを強く自覚し、よさを認め合える人間関係を協力してつくることのできるように、子ども自身や子どもに関わる教職員の人権感覚を高めることが大切です。

地域においても、子どもに関わる際、一人の大人が人権を尊重した対応をしていますが、他の大人が、子どもをないがしろにするようなことがあれば、子どもの人権感覚の向上や安心して過ごす環境にはつながりません。教職員、家庭、地域等大人一人一人が人権感覚を高め、学校や地域全体で人権が尊重される地域づくりに取り組むことが望まれます。

### ○ 情報モラル教育の充実

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高い等の性質を有します。インターネット上で一度拡散してしまった画像、動画等の情報を消去することは極めて困難です。さらには、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える場合もあります。

このようなインターネット上のいじめの特質等を踏まえ、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な心の傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行うとともに、インターネット上のいじめを防止し、かつ効果的に対処ができるよう、あらゆる機会に子どもに対する情報モラル教育を充実させていく必要があります。

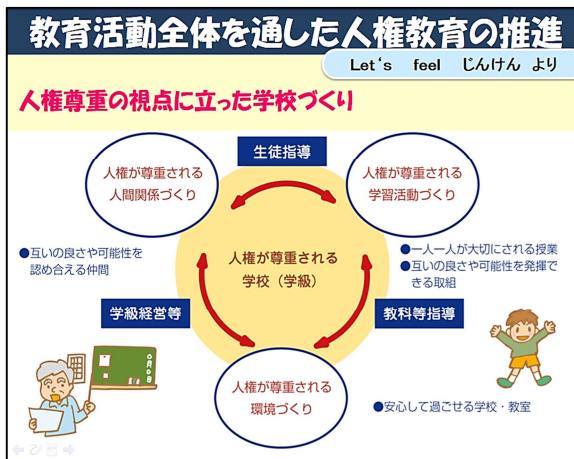
### ○ 学校・家庭・地域が連携した取組の推進

社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すためには、学校、家庭、地域の連携が必要です。

例えば学校運営協議会（コミュニティ・スクール）、地域学校協働本部、学校評議員会、開かれた学校づくり推進委員会等を活用して、いじめ問題について協議する機会を設けたり、いじめの問題について学校、家庭、地域が連携した取組を推進することが必要です。

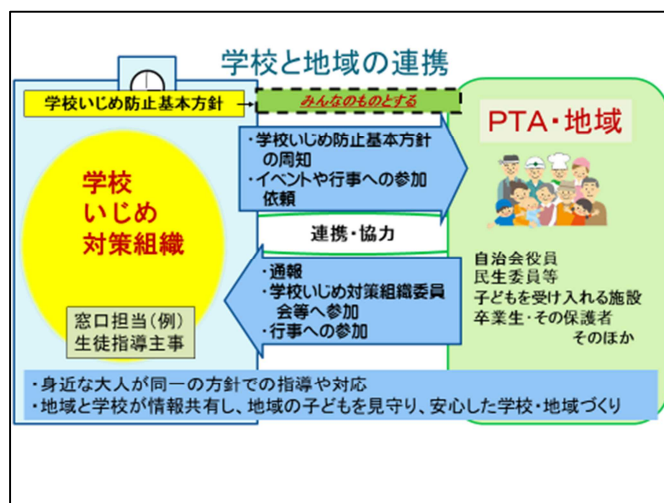
子どもと保護者、地域の方がふれあい、その関係性を築いていくことは、一人一人の自尊感情、社会性を育み、地域で子どもを育てる上で、とても大切な取組であるといえます。

また、このような取組自体が、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる機会とな



**「ネットいじめ」を防ぐために**  
～被害者にも、加害者にもならないために～

- 無料通話アプリやSNSを快適に使用するためのルールやモラルについて**家族で話し合う**。
- **人を傷つける内容の書き込みはしない**ようにアドバイスをする。
- 一人で悩まず、**大人に相談**することを伝える。



り、早期発見の場面も含めて、厳しい環境に置かれている子どもを見守る体制の構築につながります。

## (2) 早期発見

### ○ 「校内いじめ対策組織」によるいじめの認知の徹底

学校としていじめを認知するためには、以下の対処を教職員が行うことが基本となります。

- ① 気付いたすべての「いじめ」や「いじめの疑いがある状況」を、迅速に「校内いじめ対策組織」へ報告
- ② 「校内いじめ対策組織」は、校長の指示のもと、報告があったすべての事案について事実確認の方策等を協議
- ③ 「校内いじめ対策組織」の協議結果に基づき、役割分担を行い、事案の詳細を確認 → その結果を迅速に組織に報告
- ④ 「校内いじめ対策組織」は、報告された事案について、「いじめの定義」を踏まえ、いじめであるかどうかを判断 → いじめの認知

対処が遅滞なく行われるようにするため、教職員の構成や規模等、学校の実態に応じて、学校として基本となる報告の流れについて決めておく必要があります。いじめは、加害者・観衆・傍観者はもちろんのこと、場合によっては被害者もいじめを隠そうとする場合もあるので、軽微と考えられる事案であっても、学級担任一人が判断するのではなく、複数で共有する場や、いじめの集約担当等に報告するといった流れを整え、教職員間の連携がしっかりできるようにしておくことが重要です。

「校内いじめ対策組織」は、一人一人の子どもの状況から「この子どもは苦痛を感じているのではないか」というきめ細かな視点から判断し、けんかやふざけ合いであっても、子どもが感じる苦痛に着目して背景にある事情を確認し、いじめに該当するか否かを判断します。行為を受けた子どもが苦痛を感じていない場合であっても、加害の行為が客観的に見て通常に苦痛を与える行為であると思われるときには、いじめと認知することが必要です。

大切なのは、被害を受けた（訴えた）子どもの苦痛を取り除くことです。いじめかどうかの判断にとられすぎないように留意することが重要です。行為の有無が確認できない状況であっても、その状況の改善や心のケアを行うことに変わりはありません。

### ○ 家庭や地域での早期発見

いじめは、目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気付きにくい、判断しにくい形で行われるものです。保護者や地域の方は、子どもを見守るなかで、明らかにいじめだと分かるものは直接子どもを注意したり、話を聞いてもらったりした後、学校に連絡をください。

また、子どもが普段と違う様子があれば、いつものように声をかけながら様子を伺い、少しでも気になることがあれば、学校へ連絡してください。このような平素からの学校と保護者、地域との連携がいじめを防ぐために有効となります。詳しくは、本プログラム保護者用・地域用研修プログラムに掲載の「子どもの様子がおかしいな、変だな・・・と思ったら（保護者編・地域編）」をご覧ください。

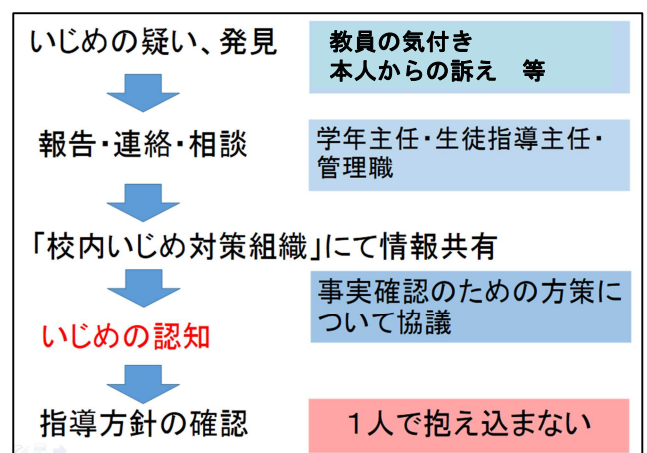
## (3) 早期対応

解決に当たっては、学級担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応することが求められています。

いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、すべての教職員が確認できるようにしておくことが大切です。

### ○ 対応方針の協議・決定

教職員から報告を受けて「校内いじめ対策組織」が認知したいじめに対しては、この対策組織



が具体的な対応の在り方等について協議し、校長が決定します。「校内いじめ対策組織」は、被害の子どもが感じている心身の苦痛の程度や、加害の子どもが行ったいじめの行為の重大性等に鑑み、状況を多面的に検証しながら対応方針を決定します。

教職員は、協議結果を踏まえて、組織的にいじめの解消に向けた対応を行います。なお、行為の軽重や緊急性によっては、学級担任等がその場で対応したり、直接校長の指示の下に対応したりすることも想定されます。その場合は、必ず事後に「校内いじめ対策組織」に報告します。

#### ○ 対応の進捗や状況の確認、主な対応者への助言

「校内いじめ対策組織」が決定した方針に基づき、学級担任等が、いじめについて子どもに聴き取りや指導、保護者への連絡などの対応を行った場合は、その経過や改善の進捗状況等について「校内いじめ対策組織」に報告し、今後の対応等について協議します。

報告は、状況に応じて、「校内いじめ対策組織」の会議を招集する、パソコンの共有フォルダにデータを保存する等、効率的な方法で行うことができるようにすることが必要です。また、「校内いじめ対策組織」は、対応する教員の経験年数等を考慮して、きめ細かな助言を行うとともに、若年教員と学年主任と一緒に子どもからの聴き取りや子どもへの指導に当たる等、複数での対応が重要です。

特に、学級担任等が、被害の子どもや加害の子どもの保護者に対して、いじめの事実、学校としての対応方針、対応の経過等を伝える際には、学校への信頼が失われることなく理解と協力が得られるようにすることが大切です。そのために、「校内いじめ対策組織」が、学級担任等に事前に十分な助言を行うとともに、必要に応じて複数の教職員で対応を行うことが必要になります。

#### ○ 解消の確認

いじめが解消されたかどうかについては、教職員個人が判断するのではなく、「校内いじめ対策組織」が少なくとも、以下に示す2つの条件が満たされていることを含め、子どもの状況等を総合的に検討したうえで判断します。

##### ① いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が**止んでいる状態が相当の期間継続していること**。この**相当の期間とは、3か月を目安とする**。ただし、**いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定するものとする**。

##### ② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、**被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること**。**被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する**。

いじめへの対応に当たっては、「仲直りした」「謝罪が済んだ」「楽しそうに会話する姿が見られるようになった」等、表面的な判断により、いじめが解消したとして、被害の子どもへの対応を安易に終わらせてしまうことがあってはなりません。被害の子どもの様子や心情を確実に把握し、安心して生活を送ることができるようになるまで支援を継続します。

加害の子どもには、行った具体的な言動や行動において、相手の子どもがどのように苦痛を感じていたかを考えさせる指導をします。さらに、加害の背景にある子ども自身のストレス等の問題に本人が気付いて適切な解決方法を見出せるよう支援していくことが大切です。

その後、いじめが解消されたと判断した場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、被害の子どもや加害の子どもを注意深く観察する等、対応を継続していく必要があります。

#### (4) 重大事態への対処

教職員は、法に規定されている「重大事態」の定義（次ページ右上図を参照）を日頃から正しく理解し、重大事態が発生した場合には、保護者の事実を明らかにしたいという切実な思いを理解し、教職員が丸となって問題解決のために対処に当たることが必要です。

学校の組織的対応にも関わらず、重大事態に至ってしまう事例が起こり得る場合もあります。重大事態



の発生が確認された時点で、「いじめ防止対策推進法」の規定により、学校の管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を学校の設置者（教育委員会等）に報告することが義務付けられています。それは、重大事態に至っている場合には、被害を受けた子どもが大きく傷ついているため、設置者とともに適切に調査や支援を行うとともに、被害を受けた子どもや家族を守る必要があるからです。

## ○ 被害の子どもへの支援

被害の子どもが繰り返していじめを受けることのないよう、登校から下校までの見守り体制を構築し、安全を確保することが重要です。

そのため、学校は学校の設置者と連携しながら、子どもの身体への被害、財産への被害、精神的な被害の回復と不安解消のために、組織的な支援を行います。また、学校の指導により、加害の子どもによるいじめの行為は行われなくなったとしても、被害の子どもの不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようになるまで継続的な支援を続けることとなります。

こうした支援と子どもや保護者の思いに沿った調査を実施することで、被害を受けた子どもや家族との信頼回復につながるだけでなく、組織のまとまりによって、再発防止に向けた対策の取組に生かされるものになります。

### 【いじめ防止に向けて】

いじめの防止に向けて大切なのは、私たち大人が、いじめ問題にきちんと向き合うことです。また、いじめ問題を通して子どもの個々の成長につなげることが、学校や保護者、地域に求められます。いじめについて理解し、一人一人が自分に何ができるかを考え、子どもが安心して過ごせる学校づくりや地域づくりに一緒に取り組んでいきましょう。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の**生命、心身又は財産に重大な被害※1が生じた疑い**があると認めるとき。

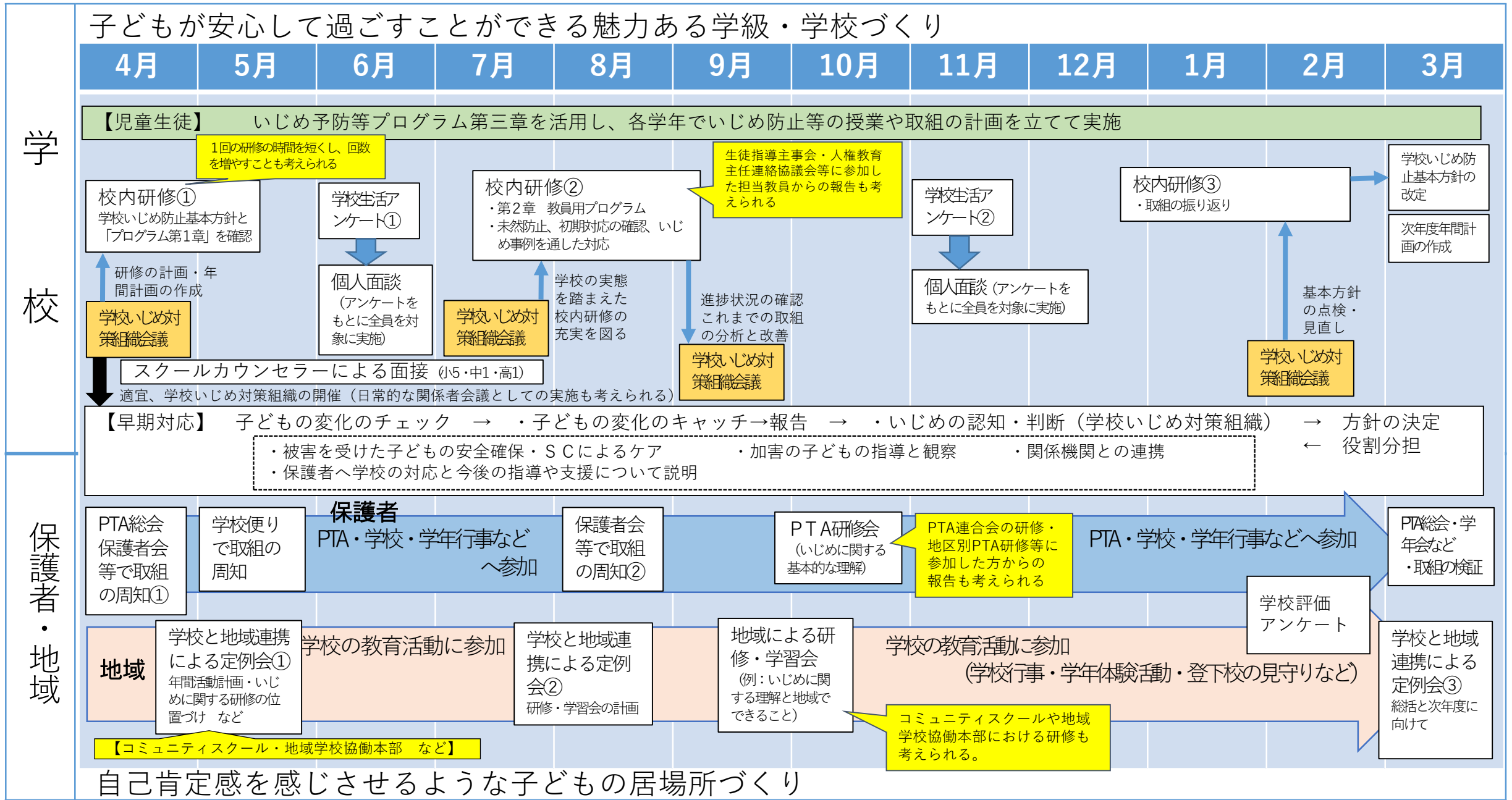
- ※1
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が**相当の期間※2学校を欠席することを余儀なくされている疑い**があると認めるとき。

- ※2 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする

※児童生徒や保護者から「いじめによって重大事態（上記）に至った。」と申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと報告・調査にあたる。

5 「学校いじめ防止基本方針」に基づいた年間計画例 ～県民総ぐるみでいじめの問題に取り組むために～



※学校・保護者・地域におけるプログラムを活用したいじめ防止等の取組の年間計画例です。こちらを参考に学校・保護者・地域と協議し、研修や取組の計画を立ててください。